

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

茨城高教組定期大会開催

5月30日(土曜) 10:00-16:00 県民文化センター分館(水戸市)

筑波大更新講習予約で混乱、不人気で中止講座も

ネットも電話もつながらず

筑波大学の更新講習受付は予想通りの混乱状況を呈している。

4月10日午前9時、予告通り講習予約受付システム(Kuas)が稼働し、講習申し込みが始まった。手順にしたがって入力をするつもりで、9時15分頃、突然システムが停止した。

「現在、システムに不具合が発生しております。一時システムへのログインはできない状態とさせていただきます。ご迷惑お掛けして申し訳ございません。システムの再開については、本サイトでお知らせします。」と表示されただけで、再開の日時等は表示されずに時間が過ぎた。筑波大学の電話は「話中」となるとつながらず、状況はいっさい不明のまま午後になった。

午後1時40分過ぎになって、突然、「復旧の見込みがつかまりましたので、本日(10日)午後5時より受付を再開させていただきます。」という告知が、ウェブサイト上に現れた。

午後5時に受付が始まると、夏期休業期間中の、つくばキャンパスでの必修講座(必修A、12時間)のひとつ「講座10030」(定員150人)は午後6時までに満席となり、残る「講座10040」(定員150人)も、当日夜のうちに満席となった。

ウェブ上で申し込んだ後、「事前アンケート」への回答をすませ、「受

講申込書」のダウンロードへと進むことになっていたが、回線が混雑して「アンケート」入力できない状態となった。午後6時15分になって、「申請後の手続き(事前アンケート等)は後日手続きをさせていただきますようお願いいたします」という表示が出た。

希望する講座を予約するためには、終日コンピュータ操作に専念しなければならない状態であった。コンピュータ操作に専念できなかった多くの人にとっては、希望する講座の予約は不可能であった。

夏休みのつくば以外は低調

「必修A」のうち、つくばキャンパスの300人分は数時間で満席になったが、東京キャンパス(8月)や、6月や10月のつくばでの講習の申し込みは極めて低調である。受付開始から3週間を経過した5月1日現在で、東京が40%、つくばの6月が69%にとどまっている。つくばの10月は22%と極度の不人気である。

「選択B」(6時間)の43講座のうち、定員(一部を除き50人)の80%以上の申し込みがあったのはわずか5講座で、ほとんどの講座の申し込みは50%を大きく割り込んでいる。とりわけ東京の付属学校での講座(おおむね定員20人から50人)の申込者数は軒並み一桁である。

一応定員を充足したのは、つくばキャンパスでの夏期休業中の「必修

A」の2講座300人分だけで、それ以外の「必修A」と「選択B、C、D」は惨敗というべきだろう。

不人気講座は中止

先着順で申し込みをすませた人も安心はできない。5月1日になって、「受講申込状況により、講習毎に順次開講決定いたします。決定したら、『開講されました』旨のメールが送信されます」との告知が筑波大Kuasに掲載された。申し込みの低調さに驚愕した筑波大学は、突然、講習の「間引き」を宣言したのである。

事前には、申し込みが少なければ開講しないとの説明はなされていない。昨年度の「予備講習」は、東京の付属学校での1日(「選択D」)を除いて、すべてつくばキャンパスだったうえ募集人数も少なく、なにより講習費が無料だったこともあり希望者が殺到した。そのことで、見通しを誤ったのかもしれないが、そもそも申し込み立場の教員の都合などいっさい度外視して、学期中の土曜日曜に定員の半分を割り振ったり、東京都内での講習を1日以上は組み込まなければ全部を履修できないという、不親切きわまりない計画で押し切ろうとしたことに無理があった。

「選択」の18時間を3分割しておいて、申し込み数を理由に個々に講座の実施不実施を決定するとすると、3つのうちひとつでも不実施と



2009年憲法フェスティバル 5月3日 水戸市千波公園

5月3日、快晴の水戸市・千波公園において、茨城高教組をはじめ県内の労働組合や護憲団体、「9条の会」などで作る「憲法フェスティバル実行委員会」が主催した「2009 憲法フェスティバル」が、1000人を超える参加で開催された。笹山尚人弁護士の「人が壊れていく職場」と題した講演、高校生の「憲法(25条)が機能していない 貧困は自己責任なのか」との訴え、コントグループ「ザ・ニュースペーパー」の元リーダー松崎菊也さんによる「自公政治」を痛烈に批判するトーク、戦争体験談、法律相談など、趣向を凝らした催し物の数々。憲法を今こそ生かして、国民が将来に希望を持てる社会を作っていかなければならない、とのアピールを採択して閉会した。

された場合、虫食い状態となり、結果的には18時間分の「選択」全部の習得ができないことになる。他大学との組み合わせは不可能であり、全部キャンセルしか方法がない。講習料の支払いを済ませている場合、かなりの金銭的・時間的損害をこうむることになる。キャンセルが続出すれば開講を決定した他の講座にも

影響が及び、筑波大学としても困るだろう。

受付時の混乱に引き続き、人数不足を理由とする中止決定が、一層の混乱を引き起こすことは必至である。

茨城大学も同じく Kuas

5月11日には、いよいよ本命の茨城大学の講習申し込みが始まる。県央・県北の教員が、東京の付属学校での講習(講習D)を日帰りで受講するのは事実上不可能であり、筑波大学は最初から候補に入っていなかった。全部を水戸で受講できる茨城大学の講習に、本県教員の多くが殺到するに違いない。

茨城大学の申込システムは、筑波大学と同じ Kuas システムである。NEC パーソナルシステム南九州株式会社サーバの能力不足が原因なのか、それとも他に原因があるのかわからない。Kuas は、4月2日の東京学芸大学の募集時にも不具合をおこしている。筑波大学以上のアクセス集中が必至の茨城大学の場合、同様のシステム障害の発生が危惧される。

「自信と誇り」を傷つける制度

Kuas では、予約受付が始まると、「メニュー」に、「予約受付状況」が現れ、クリックすると各講座の予約済み人数とキャンセル待ちの人数が一覧表示されるようになる。しかし、全く同内容の講座（例：10005 と 10006）で、一方にだけ申込みが偏っていることから、この「メニュー」に多くの人気がついていないことがわかる。（「予約受付状況」を参照すれば、応募者不足による中止が

必至の講座を見分けることも可能である。）

Kuas の不安定性とユーザーに対する不親切は際立っている。Kuas は、予約募集システムとしてはすでに不合格品であるが、しかし本質的な問題は、コンピュータ・システムの出来不出来にあるのではない。

商業目的ならいざ知らず、かりにも「**教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目指す**」ことを標榜する教員免許更新制度において、先着順受付、キャンセル待ち、定員に満たなければ中止、代金先払い、キャンセル料徴収、などの手法はそもそも許されるものではない。

諸大学がこうした手法を当然のことと考えているとすれば、社会的責任を忘却した傲慢さはかなりのものというほかない。先着順申し込みを止めて妥当な募集方法を採用することや、キャンセル料徴収などの不合理を改めること、学期中の土曜日曜を減らして夏休み中の開講を中心に

すること……、などを求めたところで、聞き届けられる可能性は低だろう。

県教育委員会は責任を果たすべき

そもそも受講料・旅費のすべてを教員個人の負担とし、労働災害補償すら拒むなど、すべてを私的なものとして処理する免許更新講習制度のありかた自体に、その反一公共的性格の根本原因がある。諸大学の殿様商法は早晩破綻するだろう。それに付け込んで、あからさまな商業目的の企業・団体が、質の悪い更新講習サービスの提供を始めるだろう。ベネッセの参入もあり得ないことはない。

事態を是正するためにも**県教育委員会が、県内教員を対象とする更新講習をみずから実施し、受講を公務として取り扱うこと、とりわけ既成の「十年次研修」などの研修を免許更新講習として文科省に申請して承認を受けることが、必要である。**☞

施行から5年目、優秀教員表彰制度の形骸化

優秀教員表彰制度の行き詰まり

施行5年目を迎えた「優秀教員表彰」制度が、はやくも行き詰まり状況に陥っている。

茨城県教育委員会は、2005（平成17）年度から、「優秀教員表彰」制度を導入し、「ティーチャー・オブ・ティーチャー」として毎年度数名を表彰してきた。最初の2年間は、小学校、中学校、高校、特別支援学校各1名の計4名、次の2年間は、小学校を1名増やして計5名が選ばれ表彰された。

優秀教員とは、「学校における教育活動において、創意にあふれ特色ある指導を実践し、顕著な**教育効果**をあげている者、または献身的な努力を傾注し、顕著な**教育効果**をあげている者で、かつ人格・見識ともに優れ他の教員の模範となる**個人**」と

される（www.edu.pref.ibaraki.jp/boar/houdou/h20h/081001/index.htm）。

「人格・見識ともに優れ他の教員の模範となる」ような人はいるかもしれない。しかし、この制度においては特定の「**個人**」に由来する「**教育効果**」が表彰の根拠となっていることに注意しなければならない。学校の教員という職業は、各「**個人**」が相互に独立して従事する勤務形態はとっていない。特定の「**個人**」に由来する「**教育効果**」を、他の諸「**個人**」の「**教育効果**」から切り離すことは不可能であり、したがって「**個人**」的な「**教育効果**」を評価することは原理的に不可能である。

2007（平成19）年度の表彰者の1人は、教育庁で指導主事を勤めた後に学校勤務に戻って間もない教員であった。教育庁職員の仲間内でのお手盛り表彰としか思えず、見苦しいものであった。実施3年目にして選考それ自体に苦慮している様子が見てとれた。

部活動で自衛隊体験入隊

茨城県教育委員会は、2008（平成20）年度の「優秀教員」を一挙に23人に増員した。（23人中5名が従来同様の「ティーチャー・オブ・ティーチャー」）

表彰されたうちの1人が、担当する運動部の生徒に自衛隊の体験入隊をおこなわせたことが問題となっている。

当事者が市民団体に対しておこなった説明によると、体験入隊は、県内の自衛隊基地において昨年11月、1泊2日の日程で実施され、自衛隊員3名の指導のもと、施設見学のほか行進やランニングなどをお

こなったという。学校内の合宿所では部員の母親たちが世話をするなど、「過保護」のもとに置かれるので、体験入隊による集団行動で体力やリーダーシップを養成するのが目的だったという。

当該体験入隊は、事前に県教育委員会に対し、「宿泊をとまなう学校外の教育活動」としての届け出はおこなわれていない。

連盟組織と県教委には異なる説明

ところが一方で、当事者は、当該部活動が加盟する県段階の連盟組織に対しては、たんに自衛隊の施設を借りて「合宿」を実施しただけであり、「体験入隊」ではなく、自衛隊員による直接の指導はなかったとの矛盾した説明をおこなっている。当事者と校長は、県教育委員会に対しても同様の説明をした模様である。

自衛隊の憲法上の問題も無視できないし、あえて学校教育の一環として「自衛隊体験入隊」をおこなう必要性があるのか、いささか危惧せざるをえない。なにより、市民団体に対する説明と、県の連盟組織や県教育委員会に対する説明とが食い違っている。市民団体と、連盟組織と県教育委員会のいずれかに対して、虚偽の説明をおこなったもので、「優秀教員」としての「人格・識見」が問われる結果になっている。

従来の「優秀教員表彰」には、特段の「利益」は付随しなかった。ところが、「教員免許更新制」導入で、「優秀教員」には更新講習免除の特典が与えられることになった。「優秀教員表彰」制度の運用にあたっては、より一層の慎重さが求められるのである。☞

「新しい教員評価制度」の現状

「新しい教員評価」は事実上の試行

茨城県教育委員会は、さる3月18日、「新しい教員評価」について、各県立学校長に通知した（高教第1884号）。同文書によると、「茨城県県立学校及び市町村立学校の教員評価の実施に関する要綱」を定め、2009（平成21）年度から施行するが、昭和33年教育委員会規則第6号に基づく現行の「勤務評定」制度は廃止せず、並行して実施することとしたほか、「新しい教員評価

」の結果の処遇への反映は当面おこなわないこととした。

現行「勤務評定」制度の評価結果は、毎年4月の昇給号数の決定に連動しており、その意味で「処遇への反映」がおこなわれている。この「勤務評定」制度の廃止が見送られたうえ、「勤務評定」制度に替わるべきものとして立案された「新しい教員評価」の結果については、当面処遇への反映をおこなわないというものである。

したがって、「新しい教員評価」は、今年度も事実上、「試行」にと

どまっていることになる。

実施以前にすでに形骸化

「新しい教員評価」は、当初その理論的基盤とされた「目標管理 Management by Objectives」手法（D. マグレガー、P. ドラッカー）や「コンピテンス Competence」理論（D. マクレランド）とはまったく無関係で、いかなる経営学理論にも基づいておらず、内容的には初めから形骸化している。このため、2006（平成18）年度以来3年間もずるずる

と「試行」を重ねたあげく、現行の「勤務評定」制度との交替も実現していない。

評価結果にもとづいて昇給幅に大きな差を設けるといのが、「新しい教員評価」導入の主要な動機であったと思われるが、現状では目的にかなった運用は不可能である。

なぜなら、公務員給与圧縮方針のもとで給与表の号給上限が低くおさえられているため、成績上位者を大幅に昇給させるとあっという間に上限額に到達し、それ以上の昇給の余地がなくなり、以後は評価結果の反映が不可能になる。

賃金圧縮方針と賃金格差拡大は矛盾しており、「教員評価」制度は、実施以前にすでに破綻している。☞